

議案第9号

つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

（6） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業により整備した公の施設について、同条第5項に規定する選定事業者に当該公の施設の管理を行わせようとするとき。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月28日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業により整備した公の施設について、選定事業者に施設の管理を行わせようとする場合、公募によらず選定事業者を指定管理者の候補者として選定することができるよう、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第155号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(公募によらない指定管理者の選定等)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらずに指定管理者の候補者を選定することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業により整備した公の施設について、同条第5項に規定する選定事業者に当該公の施設の管理を行わせようとするとき。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(公募によらない指定管理者の選定等)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらずに指定管理者の候補者を選定することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p>